

ご利用にあたっての注意点

- 1 本報告書の統計表は「平成7年国勢調査 小地域集計 男女別人口及び世帯数－町丁・字等」を用いて作成したものである。そのため、市町村で使用している町丁・字名とは、一致しない場合がある。
また、本報告書に掲載している町丁・字名については平成2年国勢調査時の報告書と時系列比較を可能にするためできるだけ前回の町丁・字名と対応するようにした。
- 2 人口及び世帯数が著しく少ない町丁・字（ともに10未満）については、個人及び世帯が特定される恐れがあるため、隣接する町丁・字名と併記し、合算した。
- 3 工場地域や山林地域、造成中の宅地等人口及び世帯数が0の町丁・字についてはそのまま「0」とした。
- 4 本書に掲載した「世帯数」は、「総世帯数」である。
「総世帯数」＝「一般世帯数」+「施設等の世帯数」

「一般世帯」

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒…学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり。
- (2) 病院・療養所の入院者…病院・療養所などに、既に3ヶ月以上入院している入院患者の集まり。
- (3) 社会施設の入所者…老人ホーム・児童保護施設などの入所者の集まり。
- (4) 自衛隊営舎内居住者…自衛隊の営舎内、又は艦船内の居住者の集まり。
- (5) 矯正施設の入所者…刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり。
- (6) その他…定まった住居を持たない単身者や、陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など。

※ 施設等の世帯の単位は、原則として上記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。